

会議案第1号

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否に関する  
決議の件

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否に関する決議を、別紙  
のとおり決議する。

平成25年3月4日提出

芽室町議会総務常任委員会  
委員長 高橋 仁美

## 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れ拒否に関する決議

幌延深地層研究所計画をめぐっては、北海道は「放射性廃棄物の持ち込みは受け入れ難い」との条例を制定し、北海道および幌延町、日本原子力開発研究機構（旧核燃料サイクル開発機構）の3者は「研究のみ」として「放射性廃棄物や放射性物質を持ち込まないし使用しない」「研究終了後は埋め戻す」との協定を締結している。

しかし、国は、北海道を含む複数の自治体に対して、処分場確保に向けた「文献調査」を申し入れようとしている。

日本学術会議は9月11日、高レベル放射性物質の最終処分の計画について、「日本列島に安定した地層はない」「現在の最終処分計画の見直し」を提言した。

原子力発電は、放射性廃棄物の最終処理方法を確立しないまま強引にすすめられてきたものである。

原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分は、「10万年間の監視が必要な危険な核廃棄物を安全に保管できるのか」「そこに核廃棄物が存在することを後の世代に知らせることができるのか」といった答えを持たずにすすめられている。

今後、深地層研究計画を変質させ、幌延周辺や道北地域、そして道内をなし崩し的に最終処分場にされる危険性がある。

よって、北海道においては、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関わり、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」や「三者協定」に基づき、下記事項の遵守を求めるものである。

### 記

- 1 北海道の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」にもとづき、高レベル放射性廃棄物の最終処分場は受け入れないこと。
- 2 国の高レベル放射性廃棄物最終処分場に関わる「文献調査」の申し入れについては受け入れないこと。

以上、決議する。

平成25年3月4日

芽室町議会